

都市公園法施行令

(昭和三十一年九月十一日政令第二百九十号)

最終改正：平成二三年十一月二八日政令第三六三号

(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第1条 都市公園法(以下「法」という。)第3条第1項の政令で定める技術的基準は、次条及び第2条に定めるところによる。

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第1条の2 一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準)

第2条 地方公共団体が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて当該市町村又は都道府県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

1. 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
 2. 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
 3. 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
 4. 主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- 2 地方公共団体が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝

地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(国が設置する都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備の基準)

第3条 (略)

(立体都市公園の設置基準)

第4条 (略)

(公園施設の種類)

第5条 法第2条第2項第2号の政令で定める修景施設は、植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するものとする。

2 法第2条第2項第3号の政令で定める休養施設は、次に掲げるものとする。

1. 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの
2. 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める休養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める休養施設

3 法第2条第2項第4号の政令で定める遊戯施設は、次に掲げるものとする。

1. ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの
2. 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める遊戯施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める遊戯施設

4 法第2条第2項第5号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。

1. 野球場（専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。）、陸上競技場、サッカー場（専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。）、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、

更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物

2. 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設
- 5 法第2条第2項第6号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。
 1. 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの
 2. 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの
 3. 前2号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める教養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める教養施設
- 6 法第2条第2項第7号の政令で定める便益施設は、売店、飲食店（料理店、カフェー、バー、キャバレーその他これらに類するものを除く。）、簡易宿泊施設（ヒュツテ、バンガロー、旅約等専ら宿泊の用に供される施設で簡素なものをいう。以下同じ。）、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。
- 7 法第2条第2項第8号の政令で定める管理施設は、門、さく、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場（廃棄物の再生利用のための施設を含む。以下同じ。）、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設（環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。以下同じ。）その他これらに類するものとする。
- 8 法第2条第2項第9号の政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。

（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等）

第6条 法第4条第1項ただし書の政令で定める特別の場合は、次に掲げる場合とする。

1. 前条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物（次号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合

2. 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のイからハまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合

イ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物

ロ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物

ハ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

3. 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合

4. 仮設公園施設（3 月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前 3 号に規定する建築物を除く。）を設ける場合

2 地方公共団体の設置に係る都市公園についての前項第 1 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第 1 項第 2 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 20 を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第 1 項第 3 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として同項本文又は前 2 項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第 1 項第 4 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 2 を限度として同項本文又は前 3 項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

6 国の設置に係る都市公園についての法第 4 条第 1 項ただし書の政令で定める範囲については、第 2 項から前項までの規定を準用する。

（公園施設の構造）

第 7 条 公園施設は、安全上及び衛生上必要な構造を有するものとしなければ

ならない。

(公園施設に関する制限等)

第8条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の50をこえてはならない。

2 次の各号に掲げる公園施設は、それぞれ当該各号に掲げる敷地面積を有する都市公園でなければこれを設けてはならない。

1. メリーゴーラウンド、遊戯用電車その他これらに類する遊戯施設でその利用について料金を取ることを例とするもの 5ヘクタール以上

2. ゴルフ場 50ヘクタール以上

3 都市公園に分区園を設ける場合においては、一の分区の面積は、50平方メートルをこえてはならない。

4 都市公園に宿泊施設を設ける場合においては、当該都市公園の効用を全うするため特に必要があると認められる場合のほかこれを設けてはならない。

5 その利用に伴い危害を及ぼすおそれがあると認められる公園施設については、さくその他危害を防止するために必要な施設を設けなければならない。

6 都市公園において保安上必要と認められる場所には、照明施設を設けなければならない。

(都市公園の供用を開始するに当たり公告する事項)

第9条 (略)